

○江南丹羽環境管理組合事務局設置に関する条例

〔昭和 56 年 10 月 1 日〕
条 例 第 6 号

改正 昭和 57 年 3 月 31 日 条例第 1 号

第 1 条 管理者の権限に属する事務を処理させるため、事務局を設置する。

第 2 条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 31 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。